

様式 1

岩出市長様

事業者名：

については、岩出市の区域内における工程により、当該返礼品等の
価値の_____%が生じていることを証明します。

上記については、以下の算出方法（該当する算出方法に）により算出しています。

総務大臣が定める標準的な算出方法

※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用_____円

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用_____円

$$(A-B) \div A \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

その他の算出方法

※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

また、当該返礼品等の製造・加工地^{※1}は_____であり、一般販売価格は_____円です^{※2}

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

- 当該返礼品等については、地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条）第8号イ～ハの返礼品等として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り扱う場合を除き、本証明書の提出先以外の都道府県又は市区町村の第3号の返礼品等として取扱わないこと。
- 当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ必要な説明や資料提供等を行うこと。

※岩出市は、ふるさと納税事業の制度改正に伴い本事業実施に際し、本証明書に記載しているA・Bに係る情報について、返礼品承認に係る申出のため、県を通じ国が確認のうえ、承認いただきます。

本証明書に記載している情報については、適切に管理し本事業実施のために利用し、目的外のことには利用しません。

記載要領

※1 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名を記載（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※2 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。